



女性も山へ柴刈りに

幼いころ、保育園を脱走するなど、やんちゃなことをして幾度となく母を困らせました。世の「女の子」という定義とはことごとく違う生き方をしてきたような気がします。「女の子なんだから」と周りの人達にいろいろと助言を頂いた事もありますが、幸い母は私の個性に対して「あなたらしいね」といつも言ってくれていました。

月日が流れ、私は実家の家業を継ぐ傍ら、青年会議所に所属し、活動歴も7年目となりました。女性会員は、私の他にいません。活動をする中でよく「女性なのに大変だね」というようなことを言われます。きっと、いろいろな意味合いはあるのでしょうけれど、私は「女性」だから大変だと感じたことは一度もありません。一昔前とは違い男性女性に関係なく共に活動し、活躍できる時代になってきています。特に青年会議所は、土岐市のまちづくりの為に活動して

いる団体ですから、なおさら男性女性に関係なく積極的に参画していくことが望ましいと思っています。自分らしく、あなたらしく活躍できる場に、自らの身を置いていくことが重要なのではないのでしょうか。

きつと近い将来の昔話では、「おばあさんもおじいさんも山へ柴刈りに……ドンプラコ、ドンプラコと桃が川を下っていきましたとき」というような話になっていくかもしれませんね。桃は誰が拾うのかはさておき、さまざまな選択肢を、皆が広い視野をもって受け入れていく社会へと変化していつていっているのではないかと感じています。



土岐市男女共同参画懇話会委員  
渡辺佳枝さん

〈他人事じゃない!? 怖~いトラブル〉

消費生活のお話

まちづくり推進課(内線185)

契約相手を変更するときの注意点

ライフスタイルの変化や新たなサービスの出現などにより、契約相手を変更し、契約を切り替えることがあります。新たな契約をした後に、思わぬトラブルに遭わないためには注意が必要です。

例えば「A社で契約している光回線と同じサービス内容のB社の契約の料金が安いのでA社を解約し、B社と契約しよう」と考えた場合、次の事項に注意が必要です。

- ① A社に対する解約料は発生しないか。
- ② A社の設備を借りている場合、設備利用の期間の縛りなどはないか。
- ③ 事務手数料は発生しないか。

現在の契約を解約することで発生するリスクについて、変更先の事業者が説明する義務はありません。あくまでも消費者の自己責任となります。新たな契約をする前に、現在契約中の契約内容を再度確認しましょう。

新たな契約のメリットばかりに目を向けるのではなく、現在の契約も含め、メリット・デメリットを明らかにしたうえで判断することが大切です。

不安に思ったら早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

**消費生活相談窓口**

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時 (予約優先)

場所 まちづくり推進課 (文化プラザ隣)

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

